

No. 264号

2026年(令和8年)
7月1日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 長瀬 高志



平等院鳳凰堂(京都府宇治市)

目

令和8年4月1日から「高齢者の労働災害防止のための措置」が事業者の努力義務になります。(2)
令和8年度エイジフレンドリー補助金のご案内.....(4)
令和7年立川労働基準監督署管内の労働災害発生状況.....(6)
職場における熱中症防止のためのガイドライン概要.....(8)

次

「立協たより」広報部員による丸ごと1ページ責任編集～No.61～.....(9)
令和8年度定時支部会員総会開催される.....(10)
報告「労務・安全講習会(全国安全週間実施要綱説明会)」.....(10)
編集後記.....(10)
多摩4支部の組織統合について.....(11)
多摩立川保健所からのお知らせ.....(12)

令和8年4月1日から

「高年齢者の労働災害防止のための措置」

が事業者の努力義務になります。

事業者は、

「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善」

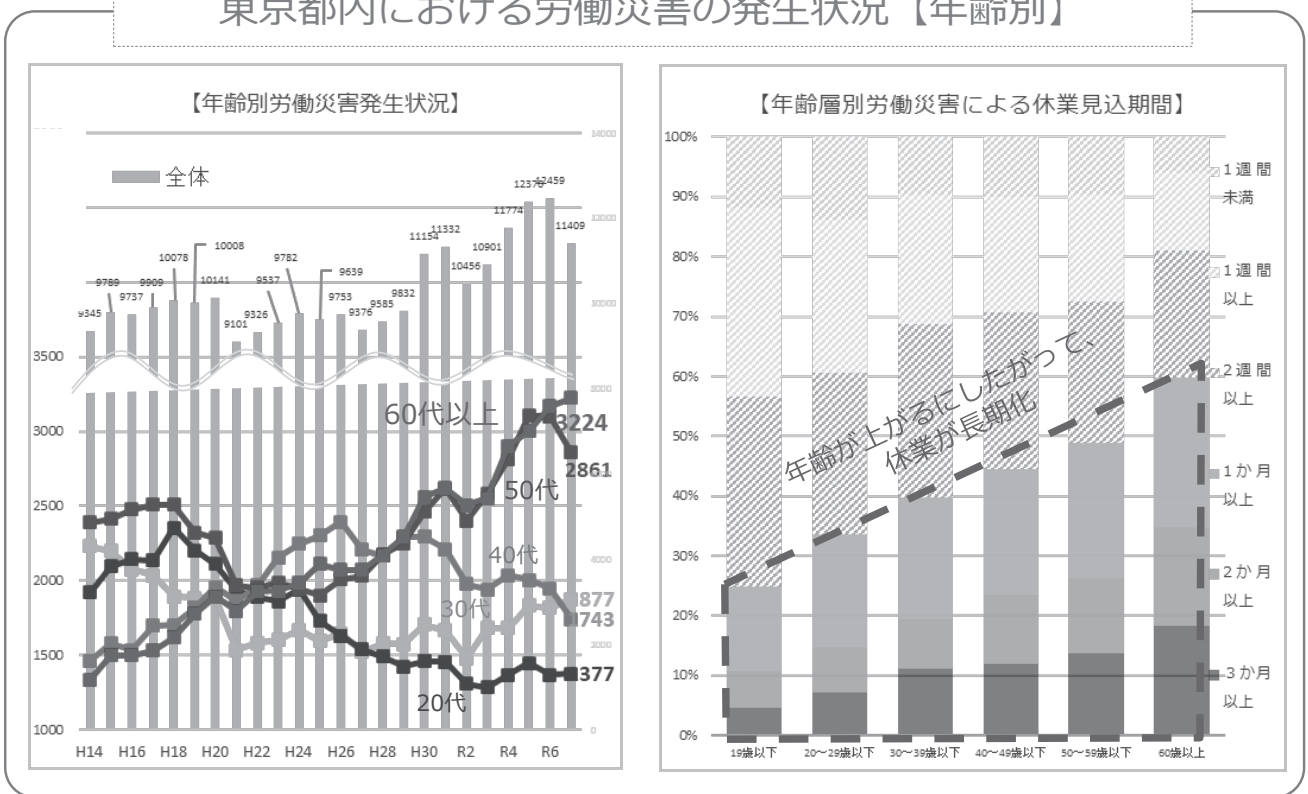
「作業の管理その他の必要な措置」を講ずる必要があります。

【労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第62条の2第2項】

改正の背景

- 我が国は高齢化社会へと移行し、労働者の高年齢化が急速に進んでいる
- 高年齢者の労働災害が増加しており、他の世代と比べて、労働災害の発生率が高い
- 被災時の重症化や長期休業の傾向が顕著である

東京都内における労働災害の発生状況【年齢別】



具体的な対策の実施事項は、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（裏面参照）に沿って対策を進めてください

2023年度
～2027年度

第14次東京労働局労働災害防止計画推進中

～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

Safe Work

検索



東京労働局

労働基準監督署

高齢者の労働災害防止のための指針～令和8年2月10日公示

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第62条の2第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため定めたものである。

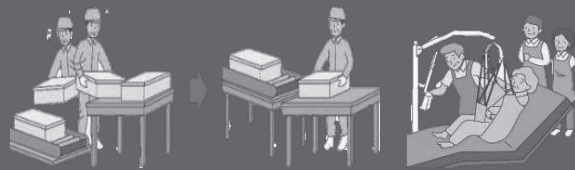
1.安全衛生管理体制の確立等

- ・ 経営トップによる方針表明と体制整備
- ・ 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施



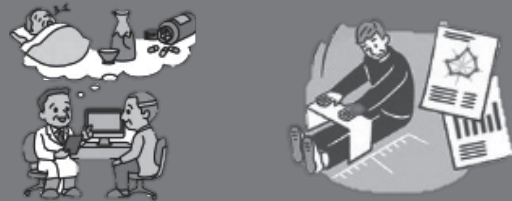
2.職場環境の改善

- ・ 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
- ・ 高齢者の特性を考慮した作業管理



3.高齢者の健康や体力の状況の把握

- ・ 健康状況の把握
- ・ 体力の状況の把握
- ・ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い



4.高齢者の健康や体力に応じた対応

- ・ 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた対応
- ・ 心身両面にわたる健康保持増進



5.安全衛生教育

- ・ 高齢者に対する教育
- ・ 管理監督者などに対する教育



高齢労働者の労働災害防止のための指針

詳しくは



労使ともに身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、**労使協力の下、実施可能な対策を進めることが重要です。**

高齢者の災害防止関連の情報

【エイジフレンドリー補助金】

中小企業事業者の皆さまへ 令和8年度(2026年度)版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。→

【補助金申請期間】
令和8年5月10日～10月31日

詳しくはこちら



【東京労働局 高齢労働者対策ページ】

東京労働局

高齢労働者対策

高齢労働者対策
● 働き方・働きやすさ

ヘルシーボディを目指しましょう!

ヘルシーボディを目指しましょう!

※ 左から順に、ヘルシー様木さん、ヘルシー様木くん、ヘルシー様木ちゃん



働く高齢者の特性に配慮した安全な職場を目指しましょう。

令和 8 年度エイジフレンドリー補助金のご案内（簡易版）

高年齢労働者の労働災害防止を目的に、専門家による指導や設備改善等に要する費用を補助します。
雇用状況や対策・取組計画を審査の上、効果が期待できるもの限り補助金を交付します

補助金申請受付期間 令和 8 年 5 月 20 日～令和 8 年 10 月 31 日

1. 専門家総合対策コースの（1）は令和 8 年 5 月 20 日～令和 8 年 8 月 31 日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

対象となる中小企業事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- ・ 1 年以上事業を実施していること。
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60 歳以上）が常時 1 名以上就労していること。

申請にあたり、ホームページに掲載したリーフレットや Q&A もご確認ください。

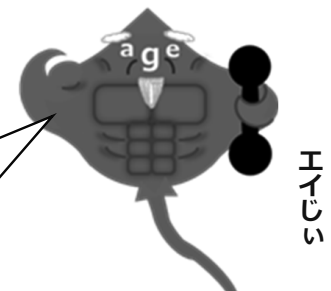
HPはこちら→



選べる補助金コース

1. 専門家総合対策コース
2. 熱中症対策コース
3. コラボヘルスコース

補助金コースは
下の表をチェック
じゃ

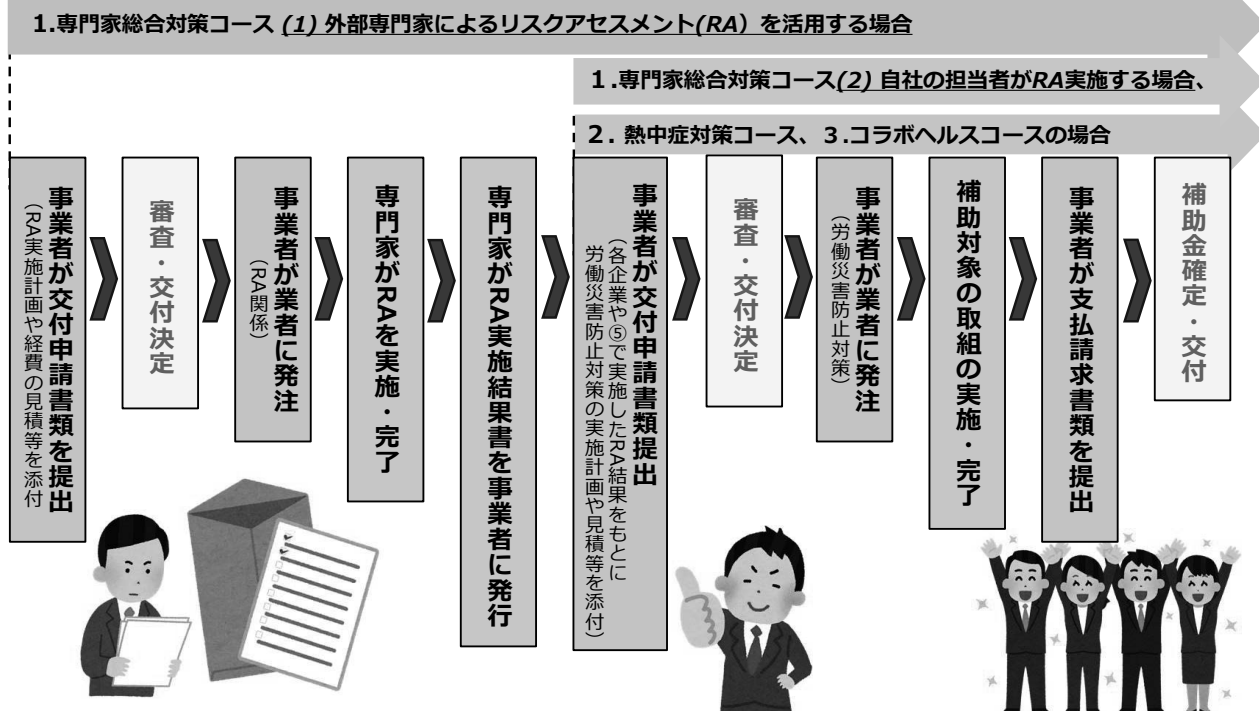


	補助対象	補助率	上限額
1	(1) 外部専門家によるリスクアセスメント (RA) の実施に要する費用 (2) RA結果を踏まえた対策の実施に要する費用 ・滑りにくい床への改修 ・手すりの設置 ・身体的負担軽減のための補助機器の導入(重量物取扱い作業・介助作業等) ・労働者の身体機能の維持向上支援 等	(1) 4/5 (2) 1/2	100 万円 (1) と (2) の合計金額 (消費税を除く)
2	(3) 暑熱な環境による熱中症予防対策に要する費用 ・熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場における休憩施設の整備 ・体温を下げるための機能のある服の導入 等	(3) 1/2	100 万円 (消費税を除く)
3	(4) 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用 ・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等の 労働者の健康保持増進のための取組に要する費用	(4) 3/4	30 万円 (消費税を除く)

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

申請フローの概要

申請から交付までは主に以下の手順で行われます。



補助金コースによって申請フローは異なります。詳細は各コースの手引きをご覧ください。

申請方法については、①郵送のほか、②電子申請(J Grants)による補助金申請も可能ですので、ご活用ください。(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)

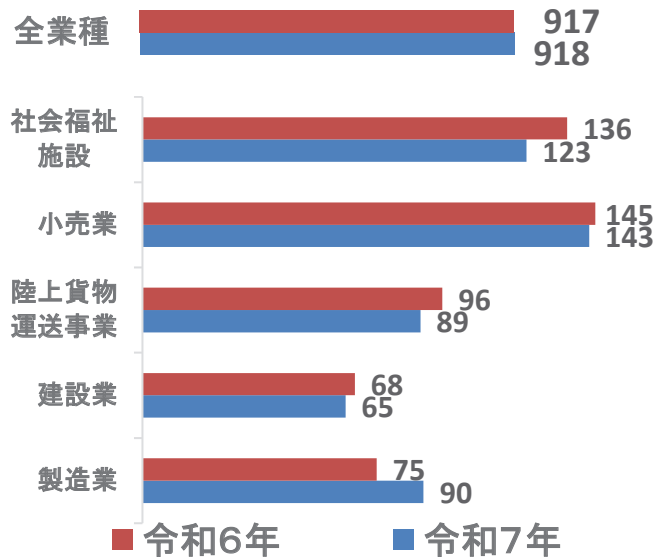
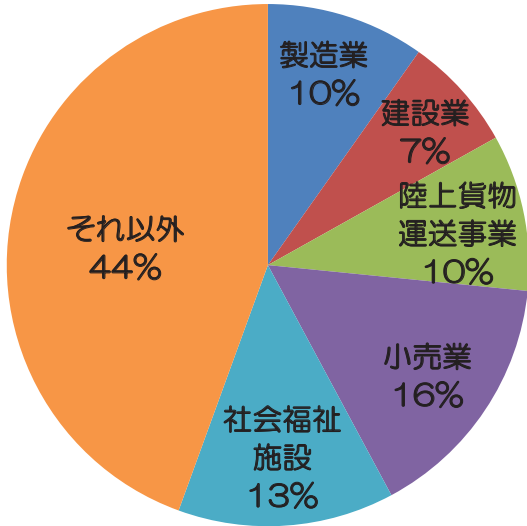
各コースの詳細はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページ(<https://www.jashcon-age.or.jp/>)に掲載の申請様式(手引き)も参照ください。



交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効) ※専門家総合対策コースの1.(1)外部専門家によるリスクアセスメントの申請期限は8月31日まで。					
支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)					
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 「エイジフレンドリー補助金事務センター」 (ホームページ https://www.jashcon-age.or.jp)					
関係書類 送付先 (郵送の場合)	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 申請書類は郵送で送付ください(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください				
お問合せ先	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">申請担当</th> <th style="width: 50%;">支払担当</th> </tr> <tr> <td>電話：03(6381)7507 FAX：03(6809)4086</td> <td>電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086</td> </tr> </table>	申請担当	支払担当	電話：03(6381)7507 FAX：03(6809)4086	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086
申請担当	支払担当				
電話：03(6381)7507 FAX：03(6809)4086	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086				
受付時間	平日10:00~12:00/13:00~15:00 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません) <8月12日~8月15日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>				

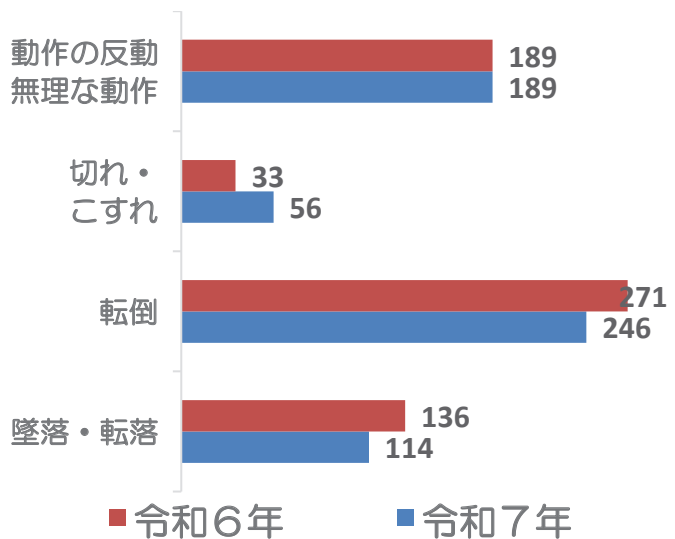
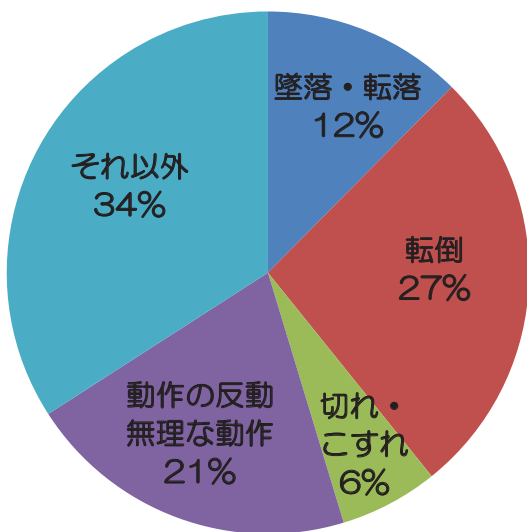
令和7年 立川労働基準監督署 労働災害発生状況（確定値） （休業4日以上）

1 業種別



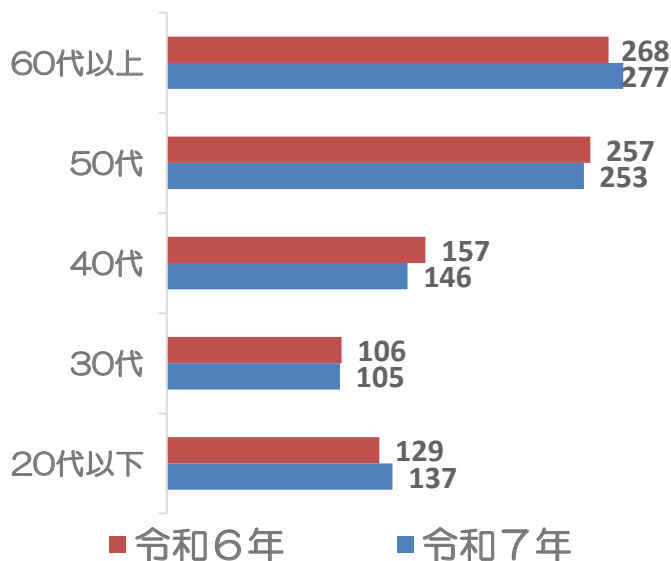
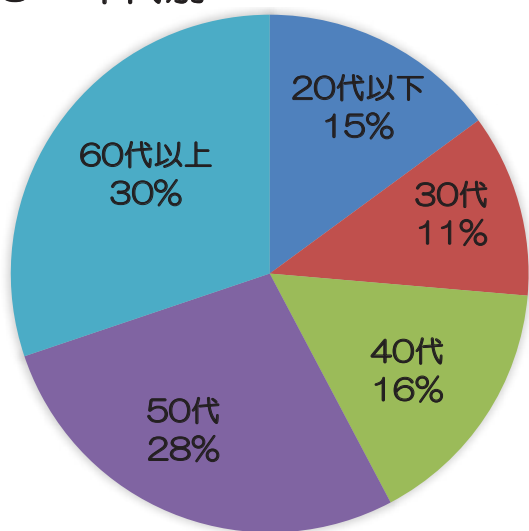
- 労働災害発生件数は918件で、前年に比べ1件増加しています。
- 死亡災害は建設業で2件発生しています。
- 業種別では小売業が143件で最も多く発生していますが、前年に比べ2件減少しています。
- 製造業が、前年に比べ大幅に増加しています。

2 事故の型別



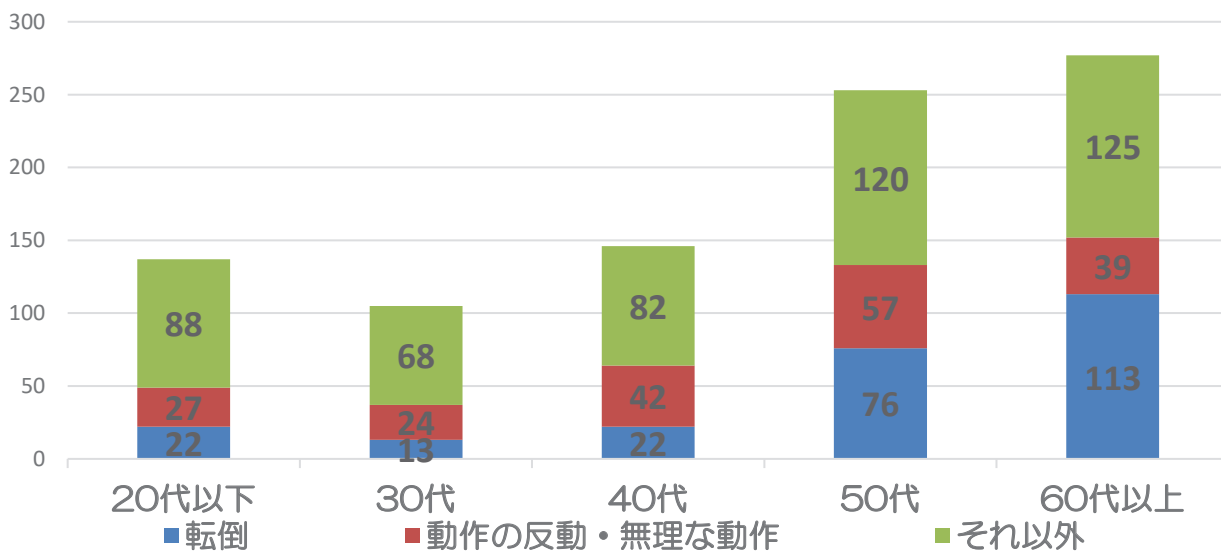
- 転倒が246件で最も多く発生しています。次いで動作の反動・無理な動作が189件となっています。この2つ（行動災害）で全体の48%を占めています。
- 転倒は、前年に比べ25件減少しています。
- 動作の反動・無理な動作は、前年と同数です。

3 年代別



- 60代以上が277件で最も多く発生しています。
- 20代以下と60代以上が、前年に比べ増加しています。

4 年代別・事故の型別



- 転倒は、50代以上で多く発生しています（全246件中189件）。
- 50代以上で、行動災害が50%以上を占めています。

5 死亡災害事例

No.	発生月	業種	事故の型	概要
1	5月	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ	コンテナ車で産廃を廃棄物処理施設へ運搬、荷降ろしして荷台の扉を閉めようとした際に、バック走行してきたトラクター・ショベルとコンテナ車との間に挟まれた。
2	6月	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ	公道上に貨物自動車2台を縦列駐車させていた際に、後ろ側の貨物自動車とその真後ろで作業を行っていたドラグショベルに押されて前進したことで、同貨物自動車2台の間にいた被災者が挟まれた。

職場における熱中症防止のためのガイドライン 概要

職場における熱中症防止のために熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を示すことにより、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り細およう促すことを通じて、職場における熱中症防止を図ることを目的とする。
事業者は、第 2 に基づき熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第 3 から選択して実施。

第 1 目的等

第 2 熱中症リスクの評価

1 有害性の要因の特定

- 職場において熱中症リスクとなり得る暑熱に関する有害性を特定
 - ・有害性としては、①高温・多湿な作業環境、②連続作業、③通気性や透湿性の低い衣服・保護具、④身体作業負荷の大きい作業 が挙げられる。

2 湿球黒球温度の値 (WBGT 値) の把握

- JIS B 7922 等に適合した WBGT 指数計で実測

第 3 熱中症リスクに応じた措置

1 労働衛生管理体制の確立等

- 衛生委員等を活用し、労働者の理解と協力を得つつ労使で話し合い、その内容を労働者に対して周知することが重要。
- 各管理者等の選任と役割
 - ・衛生管理者等を中心に熱中症防止対策を検討。
- 作業手順・作業計画の策定
- 報告体制の整備及び手順等の作成並びに周知

2 作業環境管理

- WBGT 値の低減
 - ・発熱体との間に遮へい物の設置、簡易な屋根等の設置等。
- 休憩場所の整備等
 - ・休憩の設備はできるだけ限り作業従事者が速やかに利用できる場所に設置することが望ましい。

3 作業管理

- 作業時間の短縮等
 - ・作業の休止時間や休憩時間の確保。
 - ・計画的に暑熱順化期間を設ける。
- 暑熱順化
 - ・作業開始前あらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑制。
- プレクーリング
 - ・水分及び塩分の摂取 水分及び塩分の作業前後の摂取と作業中の定期的な摂取。
- 服装による身体冷却
 - ・透湿性・通気性の良い服や身体を冷却する機能を持つ服の着用。
- 作業中の巡視
 - ・高温多湿作業場所での作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を確認。
- 業種・作業別の対応例

図表等

- 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値
- 衣類の組合せにより WBGT 値に加えるべき着衣補正值 (°C-WBGT)
- 熱中症の症状と分類
- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病の特徴等

3 熱中症リスクの評価・検討

- 熱中症リスクの評価
 - ・ WBGT 値に、身体作業強度等の補正を行い、熱中症リスクを見積る。WBGT 基準値を超える場合は WBGT 値の低減等の熱中症予防対策を実施。
- 熱中症リスクの低減のための措置の検討
 - ・作業場所の WBGT 値の低減を検討 (作業環境管理)。
 - ・事業場の実情を踏まえて作業管理。
 - ・高齢者、熱中症発症リスクに影響を与える疾病や障がいを持つ作業従事者に対しては、作業時間の短縮等を検討。

4 健康管理

- 健康診断結果に基づく対応
- 日常の健康管理等
- 作業従事者の健康状態及び暑熱順化の状況等の確認
 - ・作業開始前に、当日の体調に普段と異なる変化がないか、睡眠不足がないかなど、声かけ。

5 労働衛生教育

- 簡単な教材でも繰り返し参照することが望ましい。
- 熱中症予防管理者労働衛生教育 ● 職長等向け教育
- 作業従事者向け教育

6 異常時の措置

- 熱中症を疑わせる症状が現れた場合は、一旦、作業を離れ、救急処置として涼しい場所まで身体を冷やし、水分及び塩分の摂取等を行うこと。

7 その他

- 実施時期
- いわゆる「スポットワーク」を利用する労働者について
- 注文者や作業場所管理事業者による配慮
- 労働者と異なる場所で就業する個人事業者等について

「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集 ～ No. 61 ～

『クリスティアーノ・ロナウドがタトゥーを入れない理由』

FIFAサッカーワールドカップ2026が始まった。この原稿を書いている時点で、森保ジャパンはグループステージを1勝1分けで、次のスウェーデンとの対戦結果次第でノックアウトステージへ駒を進められる。ノックアウトステージはグループステージを勝ち抜いた32チームによる負けたら終わりのトーナメント方式だ。



アルゼンチン代表のメッシは今大会2試合で5得点を挙げ、W杯通算得点を18に伸ばし歴代単独1位となった。史上初のW杯6大会連続出場のメッシは現在38歳。W杯通算18ゴールのうち12ゴールは、35歳を過ぎてからだと聞いて驚いた。優勝した前回大会では7得点で今大会が5得点なので、どこまで記録を伸ばせるか楽しみだ。

毎晩W杯ダイジェストを観て気付いたことがある。それはまるで漫画に出てくるようなスーパーゴールやスーパーセーブの数々。W杯はスーパープレイの宝石箱や～。

もうひとつ気付いたのは、タトゥーを入れている選手が多いこと。メッシも息子の名前を入れている。他にも『キャプテン翼』やピカチュウのタトゥーを入れている選手もいる。

サッカー選手や海外の多くのアスリートは、ファッション感覚や自己表現としてタトゥーを入れることが一般的な中、ポルトガル代表のクリスティアーノ・ロナウドは自身の体には一切タトゥーを入れている。タトゥーを入れない理由を、「献血が出来なくなるから」とインタビューで答えている。2011年にポルトガル代表のチームメイトの息子が白血病と診断されたことをきっかけに、骨髄ドナーに登録し年2回、定期的に献血を行うようになった。それ以降、SNSでも積極的に献血への協力を呼びかけている。

日本赤十字社のホームページには、「タトゥーや刺青の類を入れた場合は少なくとも6ヶ月間は肝炎などのウイルス感染の可能性が否定できませんので、献血をご遠慮いただいています。」と記載されている。

献血ができなくなるからという理由で、体にはタトゥーを一切入れず、かつて受けた「動機が不純。単に自らの名誉と影響力を拡大したいだけ。言ってしまうと、ショーにすぎない」という批判に対しては、「もし、他人を助けることがショーだと言うなら、僕は永遠にこのショーを止めるつもりはない」と語っている。

ロナウドはベルギー出身のレーシングドライバーで、26歳にして3度のF1ワールドチャンピオンに輝いたマックス・フェルスタッペンにも影響を与えた。インタビューでタトゥーを入れない理由を聞かれ「ロナウドの話を知ったから」と回答。



ロナウドは、自分自身の信念で献血を通じて社会貢献と他者を思いやる行動をすることで、スポーツ選手としてだけでなく、一個人としても模範的な生き方を示していると言える。

献血は、人と人とのつながりを強固にしてくれる“命のバトン”。ひとりの行動が周りに伝播し、困っている誰かの助けになる……今再び互いに尊重し支え合う社会を目指すべく、ほんの少しの勇気を出して未来への大きな一歩を踏み出そう。

私は毎年献血をしているが今年はまだしていない。ロナウドがタトゥーを入れない理由を知ったからには、45回目になる献血の予定をカレンダーを見て考えよう。

(広報部員 M. I.)

令和8年度定時支部会員総会開催される

令和8年5月15日(金)、定時支部会員総会が東基連たま研修センターにて立川労働基準監督署大野署長をご来賓にお迎えし開催されました。

- | | |
|------------------------------|--------------------------------|
| ・令和7年度事業報告承認の件について (第1号議案) | ・多摩地区支部準備委員会設置承認の件について (第4号議案) |
| ・令和7年度収支決算報告承認の件について (第2号議案) | ・令和8年度事業計画(案)の件について (第1号報告) |
| ・本部総会代議員選出の件について (第3号議案) | ・令和8年度収支予算(案)の件について (第2号報告) |

第1号議案では、立川労基署共催事業、各部会の活動状況、技能講習・特別教育等実施状況などについて報告、第2号議案では、(1)経常収益約4063万円(内訳 受取会費805万円、事業収益3235万円、雑収益21万円)、(2)経常費用約3289万円(内訳 事業費3046万円、管理費243万円)、当期経常増減額774万円について報告、第4号議案では多摩4支部組織統合について提案しました(詳細は11ページ参照)。各議案並びに第1・2号報告も満場異議なく承認されました。

令和8年度も引き続き、当支部協会に会員の皆様のご理解とご支援をお願い申し上げます。

第99回全国安全週間スローガン「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」 報告「労務・安全講習会(全国安全週間実施要綱説明会)」

第99回全国安全週間(7月1日～7日)に向け、6月5日(金)立川地方合同庁舎会議室において、立川労働基準監督署・(公社)東基連立川支部共催による労務・安全講習会(全国安全週間実施要綱説明会)が開催されました。

講習会は、当支部副支部長・宮下安全部会長の開会挨拶、立川労働基準監督署・大野署長のご挨拶で開会しました。

星野安全衛生課長からは、昨年の要綱から変更があった主な箇所と熱中症対策(ガイドライン)、エイジフレンドリー指針、50人未満事業場のストレスチェック義務化について説明がありました。大谷第二方面主任監督官からは、エイジフレンドリー補助金と化学物質について説明がありました。

特別講演は、中央労働災害防止協会・関東安全衛生サービスセンターの福原健一氏による「高齢者の労働災害防止」がテーマでした。高齢者の就労と被災状況にはじまり、「高齢者の労働災害防止のための指針」、リスクアセスメント手順としてヒヤリハット活動や職場巡視について説明がありました。後半では高齢者の身体機能等の低下を踏まえ転倒防止や腰痛予防のための具体例についてご説明いただきました。

ご参加された皆様ありがとうございました(参加者は65名、当支部会員34名、参加者名簿は労基署に提出済)。

この講習に関するリーフレットを本号に掲載しておりますので、そちらもご覧ください。



宮下副支部長兼安全部会長



大野労働基準監督署長



福原中央労働災害防止協会講師

編集後記

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が令和7年5月14日に公布され、公布当日、令和8年1月1日、同年4月1日、同年10月1日と順に施行され、今後もさらに施行が予定されています。

この改正法で注目されているのが、今までのように労働者だけでなく、一人親方等の個人事業者等に対しても、国がその安全衛生対策を進められるようになったことです。厚生労働省は、法の周知のために「改正安衛法説明会」を昨年12月から今年の2月にかけて13都市で開催しましたが、これは、委託事業として吉本興業に委託され、メインキャラクターは「とにかく明るい安村」さんでした。この説明会の初回に急遽依頼があり、私も参加することになりました。建設関係の方々と私を含めて4名で「東京の現場をもっと安全に！元請・下請ができること」をテーマに座談会をしたのですが、司会は「てんぐ」という吉本の芸人さんでした。この説明会は、会場だけでなくオンライン併用だったのですが、私が出ることは誰にも言わないでおりました。吉本の芸人さんにいじられてもいやだなと思ったからです。しかし、心配することなく、頭の回転の速い芸人さんは、掛け合いにも上手く対応してくれて、話をまとめてくれました。芸人さんと同じ舞台に立つことは二度とないと思いますが、会場で「てんぐ」さんを知っているとって手を挙げた人が、4、5名だったので、これから先、手を挙げる人がもっと増えることを願っています。

(広報部員H・M)

多摩 4 支部の組織統合について

1. これまでの経緯

東京労働基準協会連合会の八王子支部、立川支部、青梅支部及び三鷹支部（以下「多摩 4 支部」という。）は、令和 5 年 4 月に立川市曙町いちご立川ビル 2 階に 4 支部合同の「東基連多摩合同事務所」を開設しました。あわせて同所に「東基連たま研修センター」を併設し、技能講習をはじめ各種講習会等を合同で開催しています。

2. 現状と課題

(1) 会員の減少傾向

会社の統合や支店などの統廃合、一般経費削減の中で会員の退会が続いていますが、これらの環境変化に対して具体的対策や会員ニーズを踏まえた新たな企画等を打ち出せていないばかりか、新たに起業した企業を取り込むための具体策や行動も起こせていない現状にあります。

(2) 会員の利便性と業務の非効率

各種講習会の申込先や受講料の振込先が支部単位であるため、受講者の利便性が悪く、支部単位の重複した業務は非効率ばかりか振込先誤りによる振替手続きなど余計な工数も発生しています。

(3) 想定される将来

会員が減少する一方、一部の講習では受講者数の頭打ちがおきるほか、事業場や労働者の減少、さらには W E B 講習を実施する教育機関との競合などにより受講者数が減少し、講習会収益の減少が懸念されます。

また、職員の人材確保の観点から、魅力的で活力のある職場であり続けなければなりません。行政や民間企業の定年延長や処遇改善などにより、人材確保に苦慮することが考えられます。

3. 組織統合と解決策（アクションプラン）

支部単位でこれらの課題解決に取り組むには限界があることから、多摩 4 支部の組織統合を行い、課題解決に向けて職員一人当たりの生産性を向上させ、事業規模を拡大して真に力のある組織へと衣替えするため、中長期的な解決策に取り組むこととします。

① 業務の効率化

支部単位で重複している業務を一元化して効率を図るとともに、会員等利用者の利便性を向上させる。

② 新規企画の策定と実行

従来からの企画を見直し、会員の新しいニーズに応える企画を策定し、実行する（退会防止）。

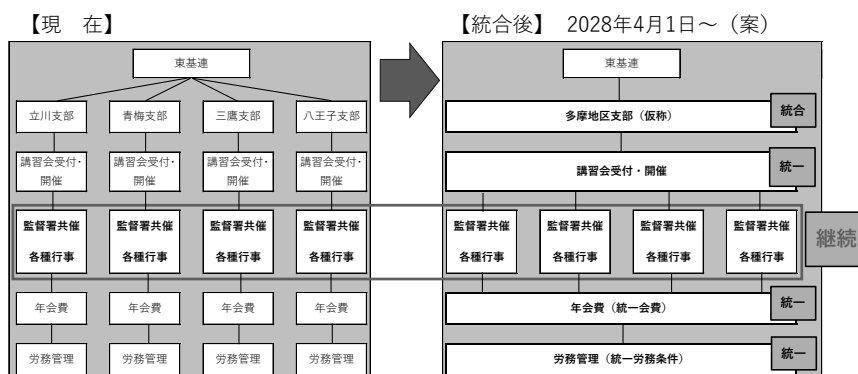
③ 組織拡大（会員確保の実践）

新規会員確保のための取組みを強化し、具体策を計画・実践する。

④ 魅力ある職場づくり

支部ごとの異なる処遇を見直し、魅力ある職場でやる気を引き出す。

4. 統合イメージ



労働基準監督署と共催で行ってききました各種行事は、これまでどおり八王子署、立川署、青梅署、三鷹署と連携し、共催して開催いたします。

5. 統合準備委員会と情報開示・意見窓口

(1) 統合準備委員会の設置

- ・多摩 4 支部長と多摩 4 支部事務局長とで統合準備委員会を組織します。
- ・統合に向けた検討事項は統合準備委員会で審議・決定します。

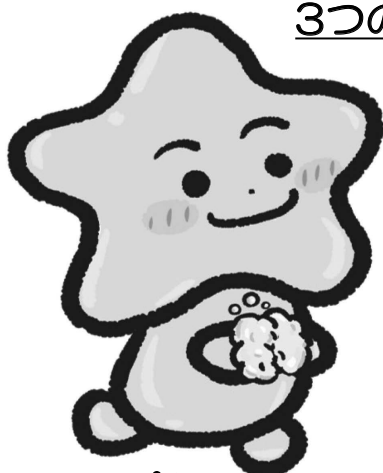
(2) 情報開示と意見窓口の開設

- ・統合準備委員会で決定した事項は、適宜「多摩 4 支部統合準備室」ホームページにより情報開示します。
- ・「多摩 4 支部統合準備室」ホームページに会員様からの意見等の窓口を開設し、広く意見を受け付けます。

(多摩立川保健所からのお知らせ)

暑い夏も安全に！ 食中毒を予防！3つの作戦！

細菌は高温多湿になると増殖しやすくなるため、夏は食中毒が発生しやすく、注意が必要です。食中毒は飲食店に限らず、実は家庭の食事でも起きています。菌を「つけない・ふやさない・やっつける」の3つの作戦で、食中毒を予防しましょう。



てびかる

つけない！

ピカピカ作戦

★調理の前、食事の前、トイレの後は手を石けんでよく洗いましょう

ふやさない！

ヒエヒエ作戦

★肉や魚などはできるだけ早く冷蔵庫に入れましょう



ひえりん

やっつける！

アツアツ作戦

★食べ物は中までしっかり火を通し、特に肉料理はよく焼いて食べましょう



あっちーと

多摩立川保健所食中毒予防キャラクター

食事が原因で体の具合が悪くなった場合は、医療機関を受診しましょう。

【この記事に関する問い合わせ先】多摩立川保健所 生活環境安全課 食品衛生担当 TEL 042-524-5171